

子どもクラブ活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、青少年の「生きる力」の育成及び地域の連携や教育力の向上のため、青少年育成を推進する山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助することとし、補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、様式1による補助金交付申請書を教育長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 教育長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきと認めたときは交付の決定を行うものとする。

(計画変更の承認)

第6条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式2による事業変更承認申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、補助金額に変更を生じないで、補助事業の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の変更はこの限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、様式3による事業中止（廃止）承認申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式4による事業遅延報告書を教育長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式5による実績報告書を教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第10条 教育長は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書その他の書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、様式6による交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 補助金の交付は精算払とし、前条の規定により補助金の額を確定した後に、補助金を交付するものとする。

(証拠書類等の整備及び保管)

第 12 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(附則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

補助対象事業	子どもクラブ活性化事業 事業内容 ①夏休みふるさと子どもランドカーニバル 生活環境を異にする、原則として父母、祖父母のいずれかが県内に居住したことがある県外在住の家族と県内子どもクラブの会員とが、大自然の中での集団宿泊生活を通し、子どもクラブ活動の紹介や野外活動・情報交換を行うことで、友情を育み、子どもクラブ活動の一層の充実と活性化を図る。また参加者に郷土山梨を理解してもらう機会とする。 ②山梨県子どもクラブ親睦球技大会 各市町村地区子連の子どもクラブ会員による球技大会。スポーツを通じて健康な体と精神を養うとともに、子どもクラブ会員が交流し、親睦を深めることを目的とする。
補助対象経費	報償費，旅費，消耗品費，印刷製本費，通信運搬費 使用料及び賃借料，食糧費，賃金，保険料等
補助率	1 / 3 以内 ただし，50万円を限度とする。

(様式1)

第 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会長 印

子どもクラブ活性化事業補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業実施計画書 (別紙1)

(2) 事業実施予算書 (別紙2)

(3) その他参考資料

(様式2)

第 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会長 印

子どもクラブ活性化事業補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあった子どもクラブ活性化事業について、次のとおり計画を変更したいので申請します。

- 1 理由及び内容（変更を必要とする理由及び変更内容を記載）
- 2 添付書類（変更前と変更後の内容を比較し、記載した資料、その他参考資料）

(様式3)

第 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会長 印

子どもクラブ活性化事業補助金に係わる事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあった子どもクラブ活性化事業補助金について、次のとおり計画を中止（廃止）したいので申請します。

- 1 理由及び内容（中止（廃止）を必要とする理由及び内容を記載）
- 2 添付書類

(様式4)

第 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会長 印

子どもクラブ活性化事業補助金に係わる事業遅延報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあった子どもクラブ活性化事業について、次のとおり事業の遂行が困難となりましたので報告します。

1 理由

(様式5)

第 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会長 印

子どもクラブ活性化事業補助金実績報告書の提出について

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあった子どもクラブ活性化事業について、事業が完了したので、別紙のとおり報告します。

1 添付書類

(1) 事業実施報告書 (別紙1)

(2) 事業実施決算書 (別紙2)

(3) その他参考資料

2 交付決定額

3 支払方法 振込先

口座番号

口座名

(注) 添付書類 (1) (2) の様式は、申請書の様式を準用する。

(様式6)

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県教育委員会教育長 印

子どもクラブ活性化事業補助金の額の確定について

令和 年 月 日付け第 号で実績報告のあった子どもクラブ活性化事業補助金について、山梨県補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確定額 円

(別紙1)

子どもクラブ活性化事業実施計画（報告）書

山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会

事業名	期日	会 場	参加対象・参加人数	事業内容・対象等

(別紙2)

子どもクラブ活性化事業実施予算(決算)書

山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会

収 入

科 目	予算額	決算額	増 減	説 明
計				

支 出

科 目	予算額	決算額	増 減	説 明
計				